

第 6241 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月18日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 死亡後に支払った医療費

Q : 先日、父が亡くなりました。死亡後に支払った医療費は、どのような取扱いになりますか？

A : 次のような取扱いになります。

【解説】

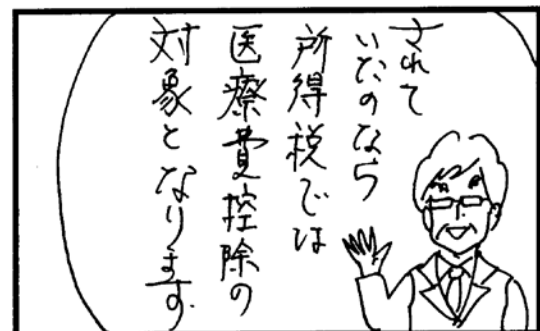
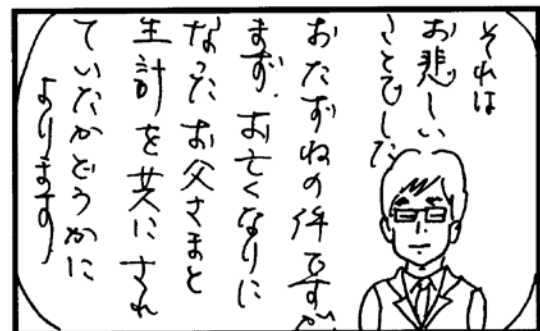
所得税では、生計を一にする親族の医療費を支払った場合において、支払った医療費の金額から保険金等で補てんされる部分の金額を控除した残額が10万円 (総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額が 200万円未満の場合は、その合計額の5%相当額) を超えるときは、その超える部分の金額 (最高 200万円) が医療費控除の対象となります。

したがって、あなたとお父さんが生計を一にしていたのであれば、支払った医療費はあなたの確定申告において医療費控除の対象とすることができます。

なお、この場合の「生計を一にする」かどうかの判定は、医療費を支出すべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時の現況において生計を一にしていたかどうかにより判定します。

また、相続税では、被相続人の債務で相続開始の際現に存するもので確実なものは、相続財産から債務控除として控除することができます。

したがって、被相続人が死亡時において未払いであった医療費の金額は、相続税の債務控除の対象となります。



【三輪厚二税理士事務所 (大阪市中央区)】